第一号様式(第一条の二及び第四条の二関係)

新規登録

更新登録 申 請 書(1)

変更登録

		は証紙貼付箇所 ないこと。)	fī	
		 行 業		
長崎県知事			第	号
	旅行業	者代理業		
業 務 の 範 囲 (旅行業の場合)	第一種旅行業務 第	第二種旅行業務	第三種旅行業務	地域限定旅行業務
ふりがな				
氏 名 (法人にあっては、 その名称)				
ふりがな				
代表者の氏名 (法人の場合)				
ふりがな				
住 所 (法人にあっては、 その所在地)				
ふりがな				
商号				
ふ り が な		ふりた	がな	
主 た る 営 業 所 の 名 称		主たる営業 所 在	業所の 地	
	代理する旅行業者()	旅行業者代理業	美の場合)	
氏名又は名称		住所		
長崎県知事 殿			年	月 日
第三条 旅行業法 第六条の三第 第六条の四第		新規登録 更新登録 の 変更登録	申請をします。	
この申請書及び添付書類	の記載事項は、事実に	相違ありません	h.	
	申請者の氏名又	は名称		

注 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙の貼付は、手数料を納めなければ ならない登録の申請の場合に限る。

新規登録 更新登録 申 請 書(2)

(その他の営業所)

営	業	所	の	名	称		所	在	地

新規登録 申 請 書(3)

(旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者)

旅行業者代理業者の 氏名又は名称及び住 所	営業所の名称	所	在	地

注 旅行業の新規登録又は更新登録の申請をする者が、旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者について記載すること。

官 誓書

令和 年 月 日

長崎県知事殿

氏 名:

住 所:

生年月日: 年 月 日生

わたくしは次の事項に該当していないことを宣誓いたします。

- 1. 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)
- 2. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 3. 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
- 4. 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- 5. 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- 6. 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 7. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

旅行業務に係る事業の計画(1)

1.	氏名又は名称及	び住所
	氏名又は名称:	
	住 所:	
2.	会社(または	事業)の沿革

3. 主たる株主(株式会社のみ)

株 主 名	株 数	構成比	会社との関係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小計	株	%	
発行済株式総数	株	%	

旅行業務に係る事業の計画(2)

4.	兼業の有無
1	
2	
3	
4	
5. :	従業員数等
	常勤役員数人_
	内 旅行部門担当役員数
	内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務人
	国内旅行業務
	全従業員数(役員は除く) <u>人</u>
	内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務人
	国内旅行業務
6.	旅行業務の概要

旅行業務に係る事業の計画(3)

7. 取扱商品

区分		取扱の有無		年間取引見込額 (百万円)		目標収入額(千円)	備考
		海外	国内	海外	国内	領(十円)	
自社募集型企画旅行	自社販売						
日任好来至正四所行	他社販売						下記(1)参照
受注型企画	旅行						修学旅行取 扱 有・無
手 配 旅	行						
所属する代理業者	か取扱						下記(2)参照
(計)							
他社募集型企	画旅行						下記(3)参照
旅行素材卸則	反 売 等						
(合 計))						

旅 仃 东 材 即	販 元 等						
(合 書	+)						
				記			
(1) 自社募集型	企画旅行						
1) ブランド	名(ブラン	ド名がつ	ついてい	る自社募	集型企画	旅行がある場	合)
海外旅	行:						
国内旅	行:						
2)委託販売	(法14条	の2関係	系)				
第1種	旅行業者		社	_ 営業所			
第2種	旅行業者		社	_ 営業所	:		
第3種	旅行業者		社	_ 営業所	:		
地域限	定旅行業者		社	_ 営業所	:		
3)募集型企	画旅行を実	施するi	市町村				
(第3種	旅行業者又	は地域	限定旅行	「業者であ	る場合)		
(2) 自社の旅行	業務を取り	扱わせん	る代理業	美者がある	場合		
	社			営業所			

(3) 他社募集型企画旅行代壳

 第1種旅行業者
 — 社:

 第2種旅行業者
 社:

 第3種旅行業者
 社:

 地域限定旅行業者
 社:

旅行業務に係る事業の計画(4)

8.	インバウンド業務の取扱の有無
	(及び有りの場合の通訳案内業免許受有者の確保の有無)

- 9. 旅行券発行の有無(及び有りの場合はその内容)
- 10. 手配の確実性を証する契約先
- (1) 国際・国内航空券の発券体制

① 国際航空券		摘 要
(ア) IATAとの契約	有・無	該当する項
(イ) I A T A 非加盟航空会社との契約 航空会社名: (ウ) 提携業者名:	有・無	目すべてに 記載して下 さい。
② 国内航空券		
(ア) 航空会社との契約 航空会社名:	有・無	・該当する項目すべてに記載して下
(イ) 提携業者名:		さい。

(2) 海外手配業者等との契約状況

提携業者名	所	在	地	手 配 地 域

旅行業務に係る組織の概要
※印は選任した総合旅行業務取扱管理者有資格者
☆印は選任した国内旅行業務取扱管理者有資格者
従業員総数(役員を除く)名(内 旅行業務部門名)

財産に関する調書

年 月 日現在

义	× ×	産	価	額	摘	要
資	産					
現。	金 · 預	金				
有	価 証	券				
未	収 入	金				
土		地				
建		物				
備		品				
権		利				
そ	\mathcal{O}	他				
	計					
負	債					
借	入	金				
未	払	金				
預	ŋ	金				
前	受	金				
そ	D	他				
	計					

(日本産業規格 A列4番)

- 備考 (1) この調書は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。
 - (2)「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

旅行業務取扱管理者選任一覧表

営業所の名称	選任した旅行業務 取扱管理者名	生年月日	現	住 所	所	旅行業務取扱管理者試験 合格番号又は認定番号		旅行業取扱管理	旅行業務取扱 管理者の営業所
					771	合格番号	認定番号	者試験 修了番号	における地位 (職位)

履歴書

 今和 年 月 日現在

 ふ り が な

 氏 名

 生 年 月 日
 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

 現 住 所

職歴

400人正								
年	月	日						

【本様式は、新規に旅行業等の登録を受けようとする場合であって、旅行業務取扱管理者として選任見込みの者が5年以内に「旅行業務取扱管理者定期研修」を受講していない場合に使用する】

※登録申請時までに、選任しようとする旅行業務取扱管理者が旅行業務取扱管理者定期 研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい(本誓約書の提 出は不要です)。

旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

法人の名称:

(※法人である場合に記載)

誓約を行う者(法人の場合は代表者)の

氏 名:

住 所:

生年月日: 年 月 日生

旅行業等の新規登録にあたり、営業所において旅行業務取扱管理者として選任見込みである者について、 旅行業法第11条の2第7項に基づいて(一社)日本旅行業協会又は(一社)全国旅行業協会が実施する研修 修(旅行業務取扱管理者定期研修)のうち、次回に開催される研修を確実に受講させるとともに、研修の受 講を終えた際には、速やかにその旨及び研修修了証の写しを届け出ることを誓約します。

【参考】

○旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

第11条の2

- 7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
- ○旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)(抄) 第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。

緊急連絡先一覧表

	担当区分	氏名	平日連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先(TEL)
社内の連絡・責任体制				
	担当区分	氏名	平日連絡先 (TEL)	夜間及び日・祝・祭日 の連絡先(TEL)
社外との連絡体制	観光庁旅行振興担当参事 官室 長崎県観光振興課		TEL 03-5253-8329 TEL 095-895-2644	